

草柳教授の建設契約講座

草柳俊二

■設計変更と契約変更の手続き

前回に引き続き、国土交通省整備局のガイドラインについて分析していきます。

第4項は「工事請負契約書・土庫工事共通仕様書(案)」に定められている所定の手続きを経ていない場合は設計変更できないとしています。

ここで述べている「工事請負契約書」とは公共工事標準請負契約約款の契約書と各条項を意味することに なります。従って、所定の手続きとは、契約約款と共通仕様書の条項に従った追加費用と工期延伸の対応ということになるわけです。

第4項の問題点は「共通仕様書(案)」に従って」としている点です。(案)は未決定という意味ですので、このままではガイドラインも未決定となってしまいませぬ。これは早急に改めなければなりません。

連載の11で述べましたが、追加費用と工期延伸請求の始動条件は受注者からの請求図書の提示となります。従って、第4項の「所定の手続き」とは、受注者が契約条件に基づき請求根拠を明示し、請求金額、あるいは工期延伸期間を記した図書を作成し、発注者へ提出することになります。

第4項を理解する上でもう一つ重要なことは、この項目は受注者だけでなく発注者にも適用されるということです。第1項から第3項までは「施工の実施」を述べていますので、受注者から発注者への請求となりますが、第4項は発注者から受注者への請求も含まれることとなります。発注者も適正な請求図書を提示しなければ追加費用や工期短縮等の請求はできないこととなります。

どのように請求図書を作成するかについては、後に公共工事標準請負契約約款の条項分析で述べることになります。

さて、最終項の第5項ですが「正式な書面による協議等」の(口頭のみの指示・協議等)の場合」としています。つまり、書面による記録がなければ指示も協議も無効と述べているわけです。ちなみに第5項は第4項と同様に、発注者と受注者の両方に適用されることとなります。

ビジネスにおける意思疎通は口頭と書面が主体になりますが、日本のビジネス習慣では人と人の関係が重視されるためか、書面よりも口頭による意思疎通の方が重要視されています。しかし、国際ビジネスでは書面による意思疎通が主体となります。

これは人と人ではなく組織と組織の関係が重視されるためと考えられます。公共工事標準請負契約約款の第1条の第5項には「この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない」と記されています。また、国土交通省の土木工事共通仕様書の「用語の定義」では「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工に必要な事項について書面により示し、実施させることをいう」としています。さらに「承諾」に関しては、「契約図書で明示した事項について、発注者が若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう」としています。

このように、わが国の建設契約でも書面による意思疎通が義務付けられています。それなのに、なぜ書面が軽視されるのでしょうか。その理由がビジネス習慣だけならば直せばよいことになりませんが、実は行政システムの問題があるのです。

発注者にとって設計変更や契約変更を行う場合、意識しなければならぬのは、会計検査です。会計検査は会計法及び予算決算及び会計令(以下、予決令)というに従って行われます。しかし、会計法(厳密には会計法の解釈)と予決令は、これまで述べてきた通り、建設事業の遂行実態と適合しない部分があり、追加費用や工期延伸に関する具体的な対応策が述べられていません。

このため、契約図書に従って行われた追加費用や工期延伸処理を、会計法と予決令に基づく会計検査の論理に合わせて内容を組み立て直すといった作業が必要になってきます。追加費用が事象を挙げて、追加費用が必要な事象が年度を跨いで発生した場合は、日本は単年度予算制度を採用しているのに、追加費用をそれぞれ年度に振り分けて支払うことが必要となります。しかし、その処理は大変煩雑なものとなります。そこで、発生事象をどうするか年度に集約して一括処理するという方法が取られます。こういった方法が取られます。こういった方法が取られます。

合、口頭で合意し、書面は後付けとした方が対応し易くなるわけです。諸外国では工事でよく一括分けされるシステムです。こういった問題は発生しません。

第5項の書面主義の実現には、会計法と予決令等の行政システムの再検討という作業が必要になってくるわけですね。(高知工科大名誉教授、東京都大客員教授)

▶次回掲載予定は6月21日

設計・契約変更手続きと書面による意思疎通

これは人と人ではなく組織と組織の関係が重視されるためと考えられます。公共工事標準請負契約約款の第1条の第5項には「この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない」と記されています。また、国土交通省の土木工事共通仕様書の「用語の定義」では「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工に必要な事項について書面により示し、実施させることをいう」としています。さらに「承諾」に関しては、「契約図書で明示した事項について、発注者が若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう」としています。

草柳教授の建設契約講座

草柳俊二

■標準契約約款の条項分析

今回から公共工事標準請負契約約款の条項に関する分析を進めていきます。

まず、標準契約約款は誰が作り維持管理しているのかですが、建設業法の第34条による「中央建設業審議会」がその役割を担っています。この審議会は、1949年の建設業法制定とともに設定され、①学識経験者②建設工事の需要者③建設企業団体の代表で構成されています。なお、②と③は同数で全体の3分の2以上であってはならないと規定されています。

標準契約約款の作成と維持管理の実態は、建設業法を所管する国土交通省が実務を行い、中央建設業審議会がその業務内容を審議する構図となっています。しかし、建設業界は審議会に委員を送っており、70年近く契約の公正性を確保する立場にいるわけですから「請負け」などと嘆くことは許されな いわけですね。

公共工事標準請負契約約款(総則) 第1条第1項
第1条の第1項は「発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ)を履行しなければならない」と述べています。

第1項はこの連載の第12回で分析した契約内容と範囲を示す「契約図書」について述べていますが、ここでは「現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」という記述について考えてみます。

例えば、建設現場に池があり、現場説明会でA社がその深さを発注者に質問したところ、発注者が自身で判断して「たさい」と返答したとします。この場合、発注者の回答は全ての人札者に行ったものと見なされま すが、従って、質問したA社ではなくC社が契約者となった場合、C社は池の深さを自身で判断して契約を結んだこととなります。このため、池が異常に深く、埋め立て土工量が増加したとしてもC社には追加費用と工期延伸を請求する権利はありません。「現場説明に対する質問回答書」が契約図書に含まれるというのは、こういった意味なのです。この解釈は国際建設契約においても同じです。

■(総則) 第1条第2項

第2項は「受注者は、契約書記載

の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事的目的物を発注者に引き渡すものとする」としています。これは、公共工事標準請負契約約款が総則一式請負契約形態を基礎として作られていることを明示しています。民法第632条では「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる」としており、総則一式請負契約をイメージしたものとなっています。問題は建設工事契約が民法に述べられた請負の定義で捉え切れるのかということです。

公共工事標準請負契約約款を考える

2015年の夏に発覚した横浜市集合住宅の基礎杭問題を見ると、元請企業と下請の杭施工企業との間の契約形態が品質問題に大きく影響していることが分かります。この工事は、設計図で請け負った元請企業が、地質調査を行って下請の杭施工企業と総則一式請負契約で契約しています。総則一式請負契約で杭工事を進めようとした元請企業が、杭施工企業は利益を増加させる方向となれば、損失位置より深い位置にあれば、損失を拡大させる方向となります。

コスト削減は企業の基本テーマですが、支持層をできるだけ浅い位置に設定する心理が元請企業に働くことは明らかです。元請企業は仕様書で杭先端を支持層に陥入させるよう規定し、下請企業にリスクヘッジを試みていますが、品質問題の発生リスクが高い契約方式を選ぶという本質的なミスを行っていたこととなります。

単価数量積算契約であれば、元請企業から杭施工企業への支払いは実際に施工した杭長に基づいて行われることになりま す。従って、元請企業は自身で杭が支持層に達しているか否かを確認しなければならず、品質欠陥の発生リスクは格段に低下することになります。このように契約形態は工事の品質、生産性を考える上で極めて重要なものとなるわけですね。現状の民法の捉え方だけでは対応できないというところが分かります。

欠陥杭問題に関する議論は中央建設業審議会の公開議事録にも記されており、2015年末に出された「基礎べい工事問題に関する対策委員会」の中間報告書でも施工管理体制の強化等が議論されています。しかし、先に述べたような契約形態から見た議論に関する記述はどこにも見当たりません。

▶次回掲載予定は7月5日